

2013年4月21日（日）、臨床法学教育学会、立命館大学
「法曹教育の課題から多様な分野のニーズにこたえる法曹の養成
— ローヤリングのスキル教育の意義 —

臨床法学教育学会2013特別講演：
「法曹養成教育とリーガル・プロフェッション
— ローヤリング・スキル教育再考」（川村明）

（1）法曹養成制度検討会議は中間報告をとりまとめ、3000人養成目標を撤回し、ロースクールを統廃合するなどの方針を打ち出したと報道されています。失業弁護士が出てきたので修習生マーケットへの新規参入を抑制するというのです。なんだか、反競争法的政策です。司法制度改革は、社会の隅々において多様なリーガル・ニーズに応えることのできる多数の法律実務家を養成するはずでした。これでは逆コースです。

問題は司法試験の合格率の低迷だと言われていますが、私は賛成できません。日本のロースクールは司法試験と司法研修所に出口を押しえられていて、結局、伝統的な裁判実務家養成の枠を脱け出せないでいます。有体に言えば、司法試験予備校化です。これでは、ロースクールは自由な教育ができません。私はそこに問題があるのではないかと思います。

（2）単なる法律実務家で、弁護士会活動家に過ぎない私が、このような専門家の学会で「法曹養成教育」というよう専門外の大問題を論じるというのは怖れ多いことです。もともと、今日の講演をお引き受けした時の私の関心は、実戦的臨床的法教育としてのローヤリング教育にありました。しかし、今日のように法曹養成制度の再改革というか、逆改革がホットな話題になるにつれて、日本の法曹養成教育から欠落しているローヤリングの重要性を改めて意識するようになりました。私は、ローヤリング教育こそ「多様な分野のニーズに応える法曹の養成」の鍵だと考えます。そこで、法曹養成の問題はしばらく横に置いて、まず、「ユニバーサルな弁護士のスキル、グローバル・ローヤーのスキル、ローヤリングのスキル」について日ごろから考えているところを述べさせてもらいたいと思います。

（3）私がローヤリングという言葉をはじめて聞いたのは、まだ若いアソシエイト弁護士時代のことでした。

ある日米企業間の難しい合弁交渉をまとめた時に、相手方のかなりシニアなアメリカ人弁護士から、「アキラ、君は弁護士としてなかなかタレントだ。ローヤリングがうまい。私もローヤリングが楽しくて弁護士をやってきたんだよ」と言われたことがありました。その時、ローヤリングという言葉を生まれて初めて聞いたので、その言葉の

正確な意味は知りませんでしたが、なんとなくわかるし、第一、褒められたらしいから悪い気はしません。ローヤリングという言葉が私の脳裡に刻みつけられました。

その後、うんと後年のことになりますが、ミシガン大学ロースクールのシュナイダー教授と言う医療法学研究者とワインを飲みながら雑談していた時に、このローヤリングという言葉が飛び出しました。教授は医療倫理(Bio-Ethics)を論じつつ、弁護士に求められるスキルに説き及び、弁護士は事実に対して客観的で、分析的－アナリティカルで倫理的で説得力をもっているとして、「これが弁護士の最も重要なローヤリングのスキルであり、それが故に、他のいかなるプロフェッションよりも、医者と患者、患者の家族間の利害調整者に向いているのです」。「だから、アメリカでは、治療の現場で絶えず発生する(安楽死や臓器移植のような)倫理的な利害衝突の調整者として、病院に常駐する弁護士がなくてはならない存在になっています。」と言うのです。

私は、この時、ローヤリングの意味が少しわかってきた気がしました。弁護士に欠かせぬ能力は、法律の知識だけではない、ローヤリングのスキルなのだということです。

古い話で恐縮ですが、シカゴ大学の有名なリーガル・リアリスト、ルエリン教授が、前世紀の初頭に既にローヤリングのことを、「法律家の仕事は本質的には経営を企画し、組織することであり、その職業の本質は、法律解釈に親しむことではなく、如何なる分野の如何なる物事でもやりおうせる実際の、効果的、説得的、創造的な技術にあり、もろもろの結果を規則立て、物事を遂行すること、人々を行動させること、こういったことを幅の広い、制御された行動の中に編成することのできる技術にある」と述べたといひます。これは、私が京都大学の学生時代に、国際ビジネス法のパイオニア、道田進一郎教授の講義で聞いたことです。

ローヤリングは英米法律実務家の伝統的、基本的なスキルだったのです。

(4) ローヤリングと言う言葉に強い関心を持ってきた私ですが、その確たる定義は未だに知りません。

英米の法律家や学者と話をしていると、ローヤリングと言う言葉は誰でも知っていますが、これを明確に定義してくれる人はいません。質問しても、「ウーン、それはあらゆる法律科目の基礎になるものだよ。」なんて、ごまかされるのがオチです。

私は、とりあえず、ローヤリングを「法的価値実現のスキルの体系」と定義したことがあります。これだけではなんのことかわかりませんが、ただ、これは、必ずしも私一人の思い付きではなかったようです。日弁連法務研究財団の機関誌、J L F ニュースレター 48号に、大阪大学の野村美明教授(「模擬交渉を中核とする実践的法教育研究会主任、大阪大学野村美明教授」)が、教授の「実践的法教育」という言葉の定義として述べられているところとほぼ同じです。

二年ほど前のことですが、BSフジの二時間のライブ番組に出たことがあります。その時、インタビュアーのアナウンサーから質問されて、とっさに弁護士のことを、「証

拠の収集能力をもち、問題の分析能力があり、弁舌に優れ、駆け引きに長け、そして正義感にあふれた法律家」と表現したこともあります。その時、私の頭にあったのは、「ローヤリングのスキル」ということでした。

いずれも私の思いのたけを説くものですが、思いつきの域を出るものではありません。

しかし、定義はさておき、このような弁護士のスキルがローヤリングの核心であり、弁護士が社会の隅々で依頼者の権利を守る活動をするために欠かせないものだとおもいます。

(5) 法律の知識は、今やジュリスディクション、法域によって分断され、それが更に専門領域に細分化されています。法律の事ならなんでもできるという弁護士は今や存在しません。これ、当たり前のことと思われるかもしれませんが、私たちの若いころは、弁護士たるもの日本の法律問題ならなんでもできるという建前だったんです。それに、実際、頼まれればなんでもやったものです。今そんなことをすると弁護士倫理違反になりかねません。

それに、近年、どの分野の法律もどんどん変わります。しょっちゅう新法が導入されたり、改正されたりしています。それを弁護士一人でカバーすることは不可能です。

こういう時代になると、専門分野の法律知識だけではなく、事実に法律情報を適用して、問題解決ソリューションに導くスキルがなくては弁護士の役割を果たせなくなっています。そのスキルこそ、専門分野にかかわらず求められるローヤリングのスキルです。それこそ、裁判をやろうと、企業内にいようと、そしてもっと重要なことに世界のどこで弁護士として働いていようと、弁護士であるかぎり共通して必要なスキルであり、また、そう言う意味で、ローヤリングはユニバーサルで、グローバルなスキルなのです。

ローヤリングは、プロフェッショナル・サービスを組織的、効果的に社会や依頼者にデリバリーするマネージメント・スキルでもあります。弁護士の助言は、単なる正解主義、一発必中の権威主義的なものであってはなりません。依頼者の必要にこたえる内容の助言を最適の方法で提供する組織されたサービスでなければなりません。

社会学者のライト・ミルズは、その著、「ホワイト・カラー」の中で、「アメリカの大ローファームは大企業の付随的存在となり、資本家はその欲望を達するために法の許す範囲内でどの程度のことまでやってよいかを判定し、彼らに好機を教え、どうしたら彼らが最も上手く自己の立場を擁護できるかについて忠告を与えることのみで専念している」と批判したと言います。これがウォール街の弁護士のローヤリングだということのなら、片や、人権を主張して戦う市民派弁護士にも、限られたリソースをかき集め、それを効果的に組織して大企業攻撃の戦略を練るスキル、人権派ローヤリングが求められるのではないのでしょうか？

そう言えば、自社の遭遇する法律問題を分析してそのリスクの軽重を測り、外部の法律事務所から選び出した最適人材を配置し、最も効果的な解決、ソリューションを導き

出す敏腕企業法務部長の能力も、このリーガル・サービス・マネジメントのローヤリングだと言えるでしょう。かくして、企業法務のスキルもローヤリングの重要な課題になります。

私は、今や弁護士としての不可欠の資格は、裁判に立ち会う特権や法律の知識にはない、グローバル、ユニバーサルにローヤリングのスキルを使える能力にある、と考えています。

このユニバーサルで汎用性ある弁護士の技術の教育は、先にも紹介しましたように英米のロースクール教育の基本であったようですが、今や先進国ロースクールの最重要課題として意識的に研究され、教育されるようになっていきます。

今月の初め、ハーバード・ロースクールの David Wilkins 教授が来日して、何か所かで講演をしていました。教授とは旧知の仲なので、その講演会の直前に寿司屋でランチをご一緒しましたが、教授が講演直前なのにたらふく飲んだり、食ったりするのは驚きました。しかし、そのおかげで企業法務とローヤリングの話題ですっかり盛り上がったのでした。

教授は、昨年5月、ハーバード・ロースクールで「Global Legal Profession」というテーマで国際シンポジウムを主催し、そのチェアをしていたのですが、私もスピーカーに呼ばれて講演をしました。ハーバード・ロー・スクールでは「HLS Lawyering Course – Problem Solving Workshop」というコースが開設されており、全学生必修になっています。Wilkins 教授はそのローヤリング・コースの教授でもあり、会議が終わってから、HLS のローヤリング教育への取り組み、特に国際分野でのローヤリング・スキルへの真剣な取り組みを話してくれました。私がハーバードの先生方とローヤリングの話をしていましたら、イエール大学の先生が寄ってきて、「ローヤリング・コースならイエールでもやってるよ」とアピールしていました。彼等は、グローバル・ローヤーとしての能力はローヤリング・スキルにあると考えているのです。私も同感です。

(6) 翻って、日本ではどうなっているのでしょうか？

法学部の後にロースクール、そのまた後に司法研修所の修習と、日本の弁護士は今や世界に冠たる念入りな法曹教育をうけています。それでも、法律事務所に就職できない司法修習生が出ているだけではなく、ビジネスの現場や国際競争の場で役に立たないと言って企業法務の分野でも就職難だと言います。法学部を卒業しただけで会社の法務部に勤める学部卒業生との競争に負けているのです。これでは、日本の法曹養成制度の何かが間違っていると云わなければなりません。

私が見るところ、日本の現行法曹養成システムには、ロースクールにも、司法研修所にも、汎用性ある、法律人材養成のプログラムが組み込まれていません。ロースクールのカリキュラムにはローヤリング・コースがありますが、私が見聞した範囲では訴訟前提の法律相談術という趣です。

日本の弁護士養成システムは、司法研修所を頂点とし、司法試験を最終関門としています。司法研修所は最高裁判所に付属する裁判教育機関です。私が見るところ、このシステムの下での法律家教育は、要するに裁判教育です。弁護士のユニバーサルなローヤリング・スキル教育の入る余地はないのです。

私の事務所の新人弁護士さんに最近の司法研修所の教材を見せてもらったことがあります。それを見て驚きました。私たちが半世紀も昔に使ったのと同じ白い表紙の事件記録なのです。違っていたのは紙の質だけ！

この白表紙主義は、裁判官ならいざ知らず、弁護士を養成するには有害です。欠陥の第一は、この方法は他人が集めてくる証拠を待って、おもむろに判断する「待ちの裁判官」向けであるということです。自分で真実を求めて証拠を集める発想を養いません。第二は、この方法は、紙から紙へ、書面から書面へ、書いてあることの辻褄を合わせる技術のためのものだということです。本当に真実に迫るスキルではないのです。近年の検察不祥事、調書ねつ造も起こるべくして起こったと言わざるをえません。第三は、この方法では、弁護士の生命であるはずの雄弁術が磨かれないということです。磨かれないどころか、軽蔑されたりしかねません。ペラペラ喋る裁判官というのは日本では必ずしも尊敬されませんから。

アメリカには120万人の弁護士がいて訴訟天国だと言われますが、120万の弁護士のうち、弁護士名艦マーチンデル・ハベルに訴訟弁護士として登録している弁護士の数は117,300人しかいないと聞いたことがあります。10%以下です。訴訟は司法制度の根幹であるが、弁護士の仕事の太宗ではないのです。そう言えば、イギリスにはソリシターは14万人くらいいますが、訴訟弁護士バリスターは1万人以下です。

そう言えば、外国でローヤーとは、必ずしも法廷に出るリティゲーターやバリスターを意味しません。

仮に、修習生3,000人時代が来たとしても、司法研修所の卒業生の90%は弁護士になります。英米並みに、そのまた90%が訴訟以外の仕事をするようになるとすれば、現代日本の法曹養成制度は、その修習生81%のための職業教育を提供できているでしょうか？特に、現代的な汎用性あるローヤーを養成する責任を負っているロースクールはその責任を果たしているのでしょうか？

新しい時代の新しい弁護士需要に応えるためには、裁判教育ももちろん大事ですが、ユニバーサルに活躍できる弁護士スキルを磨くローヤリング教育は一つの鍵です。これを充実させないと現代社会の隅々で役立つ弁護士は養成できないのです。

(7) ローヤリングを論じていたつもりが、日本の法曹養成制度批判に脱線してしまいました。せっかくですので、脱線ついでもう一つ私が言いたいことを言わせてもらいたいです。

それは、ローヤリングが法的価値実現のスキルの総体だとすれば、そのスキルの中に

は、個人としてのスキルだけではなく、組織としてリーガル・サービスを提供する、ローファーム・マネージメントのスキル、即ち、法律事務所経営論が視野の中に入っていないとかなければならないということです。今や、世界のどこに行こうと、法的価値は弁護士一人で実現できるものではないからです。

そのローファーム・マネージメントにも変化と革新の時代が来ています。

リーガル・サービス激戦区、アジア太平洋地域では、今、クロスボーダーの国際的大ローファーム合併が相次いでいます。イギリスの **Herbert Smith** とオーストラリアの **Clayton Utz. Ashurst** と **Blake Dawson**. マイクロソフトのビル・ゲイツのお父さんが創立者で有名な米国西海岸のローファーム、**K&L Gates** がオーストラリアの **Middletons** と合併交渉中などです。

これらは英米系ローファーム同志の結合で、あまり驚きはありません。しかし、注目を引くのは、中国の最大手法律事務所 **King & Woods** とオーストラリアの **Mallesons** というメルボルン・ベースの伝統的名門事務所が合併して **King & Woods, Mallesons** というアジア太平洋地区最大のローファームが出現したことです。ここは、更に、**Nixon Peabody** と **SJ Berwin** という英米の大ローファームと合併を計画中と伝えられています。実現すると、アジアに世界最大のローファームが実現することになります。これらのM&Aの背後には、この地域での巨大なリーガル・サービス需要に応えるための資金力に、優秀な国際人材を組み合わせることでアジア太平洋地区のマーケットを席卷しようという大ローファームのグローバル経営戦略があります。こうなると、日本のローファームとメガファーム国際合併のニュースが聞かれないのはさびしい気がするくらいです。ここにも日本のリーガル・サービス業界の閉鎖性があるのかもしれませんが。

ところで、みなさんは、このようなローファームの国際大企業化は、金融やM&Aをやるメガファームだけの世界だと思っておられるのではありませんか？一般市民事件をやる訴訟弁護士は関係ないと！日本の弁護士は、市民の自由と人権のために働く崇高なプロフェッションで、ローファームの大型化のような企業化は関係ないと！

ところが、それが大間違いなんです。一昨年、オーストラリア・メルボルンに本部を置く **Slater & Gordon** という中堅事務所がオーストラリア連邦各地の中小法律事務所を多数糾合し、合併して大規模化して法人となり、シドニー証券取引所に上場、キャピタル・マーケットから調達した資金力をもってイギリスの中堅法律事務所を吸収合併してイギリスにも進出したというニュースが流れました。これは、イギリスやオーストラリアで近年進んでいる弁護士制度の自由化、特に、法律事務所のIPO（株式会社化、株式上場）の自由化があったから可能になったものです。

この法律事務所は、もともと大型事務所ではなく、アスベスト訴訟のような多数の個人を代理する集団訴訟に強みを持つ消費者訴訟弁護士たちでした。消費者集団訴訟では、資力のない多数の原告、同一パターンの訴訟ノウハウ、組織力、経営能力が鍵となります。依頼者は多数にのぼるがお金がない、弁護士が自分で資金をマーケットから調達し

て大衆のために訴訟をするのです。そういう大衆訴訟事務所が、自由化を利用して資金調達方法を多様化し、株式上場し、発展したのです。

オーストラリアやヨーロッパには、アスベスト訴訟とか、消費者独禁訴訟のための Litigation Finance 専門のインベストメント・ファンドも出て来ています。今や、大衆訴訟の鍵は資金調達力にあるようになったのです。

こういう現象は、弁護士倫理を蝕み、プロフェッショナリズムを破壊して、弁護士制度を危うくするものでしょうか？私にはそうは思えません。むしろ、最近の福島原発訴訟などに積極的に活用して、多数の被災者の負担なしに、その救済にあたるべきではなかったのかとおもいます。福島で起こっていることを見ますと、私は日本の法曹は本当に国民の権利を守る責任を果たしているのかと問いたい気持ちになります。

イギリスやオーストラリアの法律事務所の自由化とは、サッチャー政権の時代の規制緩和の流れの中で生み出されたリーガル・サービス法（2007年）によって他業種との共同事務所や事務所の株式会社化への道を開きました。その改革を提言したクレメンティ卿は、「消費者利益最優先」という表題の報告書（2004年）の中で次のように述べています。

「正義へのアクセスには、健全なリーガル・アドバイスがあるだけでは足りない。消費者利益に適った方法で、コスト・イフェクティブなリーガル・サービスが提供されるようにするビジネス・スキルが求められるのである。」

こういう近年の弁護士業界の変動をご紹介したのは、ローファーム経営改革も現代のローヤリングの重要な課題だと考えるからです。私は、ローファームの経営改革が、リーガル・サービスの依頼者へのデリバリーの方法の改革、つまり法的価値実現の手法の改革だと考えるのです。

（8）弁護士のユニバーサルな汎用性あるスキルがローヤリングのスキルだという私の考えを申し上げました。それはグローバルに通用するスキルだとも言えます。これをロースクール教育のカリキュラムに据えなければ、日本の社会の隅々にも、海外にも活躍できる弁護士人材を生みだせません。現在の法曹養成の問題は「裁判しかできない弁護士を養成したが、その裁判でもできない弁護士になってしまっている」という、「シカ、デモ弁護士」にあるのではないのでしょうか？

現代の青年は内向きだなんて批判していますが、グローバルに有用な人材は、青年の心の持ち方だけで生まれるものではありません。グローバルに通用するスキル習得の機会がなければなりません。

私は、このようなユニバーサルでグローバルなスキルを備えた弁護士を多数生み出すためには、ロースクールの出口は弁護士プロフェッションに向かって広く開いていなければならないと考えます。自由なロースクール教育の進化を妨げている最大の障害が、

実は司法研修所の統一修習にあるような気がします。司法研修所が、ロースクールの前に立ちふさがって、ロースクール生の創造的能力を裁判に押し込めているのではないかとおもうのです。

私は最後に法務人材養成の国際競争というものがあるということを指摘したいと思います。日本の法曹養成制度が、グローバルでユニバーサルな弁護士を養成しないならば、日本の学生も、英米やオーストラリアやカナダで弁護士になればいいのです。外国で資格を取って日本で弁護士をやることもできるのです。国際マーケットでは各国の弁護士と各国のロースクールが、今や激しく競争しているのです。

ご存じと思いますが、いまや日本も交渉入りしたTPPの下では、リーガル・サービス貿易の自由化も重要な課題になっています。ちょうど、今朝配布されたばかりの週刊ビジネス新聞の「日経ヴェリタス」を持ってきましたが、ここに私が日本仲裁人協会の理事長に就任したことが紹介されています。そこでも、私が力説しているところは、TPP体制下での唯一の域内共通紛争解決方法である国際仲裁の振興です。日本がやらなければ、韓国やオーストラリアが持っていくでしょう。

今や、法曹養成教育は国際通商政策問題であり、産業構造問題でもあるのです。